

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、固定資産税関係に関する事務における特定個人情報ファイル取り扱いについて、特定個人情報の漏えいなどの事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで対応している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の内容	固定資産税は、賦課期日(1月1日)時点での、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税を行う。 1. 土地・家屋調査・評価業務 (1)法務局や県建築指導担当から、登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。 (2)現地調査を行い、固定資産税システムに入力し、賦課課税を行う。 2. 償却資産調査・評価業務 (1)申告書に基づき、必要に応じて調査を行い、償却資産の保有情報を取得する。 (2)取得した情報を固定資産税システムに入力し、賦課課税を行う。 3. 宛名管理業務 (1)住民登録が無い場合、統合宛名システム上にて宛名情報を登録する。 (2)各種申告書・届出書に基づいて、宛名情報の更新や送付先設定を行う。 4. 固定資産税の課税及び、納税通知書発送業務 (1)当初賦課処理を行い、納税通知書を発送する。 (2)賦課更正処理で更正及び随時課税等を行い、更正決定通知書及び納付書を発送する。 (3)送達できなかった納税通知書の調査を行う。 5. 証明書等の発行 (1)申請に基づき、無資産証明書、固定資産評価証明書、課税台帳記載事項証明を発行する。
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	固定資産税システム								
②システムの機能	固定資産税の評価・賦課等を行うシステム。 1. 土地・家屋評価・賦課業務 (1) 土地・家屋の登記情報の入力 (2) 土地・家屋の評価処理 2. 償却資産評価・賦課業務 (1) 申告書による償却資産の情報の入力 (2) 償却資産の評価処理 3. 宛名管理業務 (1) 宛名情報の取得 (2) 送付先等の登録・更新 (3) 共有宛名の作成 4. 固定資産税の課税業務 (1) 当初課税処理 (2) 納税通知書の発行 (3) 賦課更正処理 (4) 減免等の処理 5. 証明書等の発行 (1) 賦課情報を基に、固定資産評価証明書、課税台帳記載事項証明、名寄帳を発行する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	地方税電子申告支援サービス
②システムの機能	1. 申告データの審査と管理 2. 申請・届出データの審査と管理 3. 償却資産申告データの連携
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (eLTAXから、基本的には紙媒体で出力し、固定資産税システムに入力) [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の住登外者において、新規に統合宛名番号を付番する昨日 2. 宛名情報管理機能 宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を宛名番号及び個人番号と紐づけし保存し、管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)
システム4	
①システムの名称	中間サーバーソフトウェア
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供の受領を行う。 ※現在利用していないが、今後接続予定
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
①固定資産税課税台帳ファイル・②地方税電子申告情報ファイル・③宛名情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[未 定]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
①固定資産税課税台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	町内及び町外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者、納税通知書の送付先名義人	
その必要性	固定資産税の適正な賦課を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・5情報:固定資産税の賦課課税及び納税通知書の送付のため ・連絡先:納税義務者への問合せのため ・その他住民票関係情報:固定資産税の調査事務、納税義務者への問合せのため ・地方税関係情報:固定資産税の評価額・税額算出のため ・生活保護・社会福祉関係情報:固定資産税の減免のため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年2月27日	
⑥事務担当部署	税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (住民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		固定資産税納税義務者の把握
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 土地家屋の登記情報の管理 ・土地・家屋の登記情報の入力 ・登記名義人情報の登録 ・土地家屋課税台帳から土地・家屋の登記情報・所有者情報の参照 2. 土地・家屋の課税事務 ・土地・家屋の評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力 3. 償却資産の課税事務 ・申告書等の送付 ・償却資産の保有情報の入力・評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力 4. 賦課事務 ・当初賦課処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・賦課更正処理を行い、納税義務者の宛名情報を基に納税通知書の発送 ・未送達分の調査・再発送
	情報の突合	宛名番号と特定個人番号を紐づけて使用する。
⑥使用開始日		平成27年2月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託しない]	＜選択肢＞	
	() 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1

①委託内容

②委託先における取扱者数	[	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	---	---	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(中間サーバー・プラットフォーム) 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は、クラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
②地方税電子申告情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	償却資産を所有する個人	
その必要性	固定資産税の適正な賦課を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・5情報:固定資産税の賦課課税及び納税通知書の送付のため ・連絡先:納税義務者への問合せのため ・その他住民票関係情報:固定資産税の調査事務、納税義務者への問合せのため ・地方税関係情報:固定資産税の評価額・税額算出のため ・生活保護・社会福祉関係情報:固定資産税の減免のため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年2月27日	
⑥事務担当部署	税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (住民課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [] その他 ()
②入手方法		[] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③使用目的 ※		固定資産税納税義務者の把握
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・償却資産所有の納税義務者に、適正に納税通知書を発送するために使用。 ・生活保護受給情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税棟の減免判定を行うため使用。 ※情報提供ネットワークシステムについては、現在利用していないが、今後接続予定
情報の突合		宛名番号と特定個人番号を紐づけて使用する。
⑥使用開始日		平成27年2月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託しない]	＜選択肢＞	
	() 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1

①委託内容

②委託先における取扱者数	[	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	---	---	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(中間サーバー・プラットフォーム) 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は、クラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
③宛名情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	町内及び町外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者、納税通知書の送付先名義人	
その必要性	固定資産税の適正な賦課を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。	
④記録される項目	[10項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・5情報: 固定資産税の賦課課税及び納税通知書の送付のため ・連絡先: 納税義務者への問合せのため ・その他住民票関係情報: 固定資産税の調査事務、納税義務者への問合せのため ・生活保護・社会福祉関係情報: 固定資産税の減免のため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年2月27日	
⑥事務担当部署	税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (住民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		固定資産税納税義務者の把握
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 土地家屋の登記情報の管理 ・土地・家屋の登記情報の入力 ・登記名義人情報の登録 ・土地家屋課税台帳から土地・家屋の登記情報・所有者情報の参照 2. 土地・家屋の課税事務 ・土地・家屋の評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力 3. 償却資産の課税事務 ・申告書等の送付 ・償却資産の保有情報の入力・評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力 4. 賦課事務 ・当初賦課処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・賦課更正処理を行い、納税義務者の宛名情報を基に納税通知書の発送 ・未送達分の調査・再発送
	情報の突合	宛名番号と特定個人番号を紐づけて使用する。
⑥使用開始日		平成27年2月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託しない]	＜選択肢＞	
	() 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1

①委託内容

②委託先における取扱者数	[	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	---	---	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----	--------------------------------

再委託		
	⑤再委託の承諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(中間サーバー・プラットフォーム) 1. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は、クラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO／IEC27017, ISO／IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2. 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

所有者、所有者等区分、所有者、所有者等区分詳細、所有者、減免コード、所有者、公称(住所コード)、所有者、通称(行政区コード)、所有者、郵便番号、所有者、居住市町村名、所有者、住所、所有者、方書、所有者、カナ氏名、所有者、氏名、所有者、住民区分、所有者、住民となった事由、所有者、住民となった日、所有者、非住民事由、所有者、非住民日、所有者、世帯コード、所有者、法人番号、納税管理人、開始年度、納税管理人、終了年度、納税管理人、納管人基本コード、納税管理人、納管人区分、納税管理人、公称(住所コード)、納税管理人、通称(行政区コード)、納税管理人、郵便番号、納税管理人、居住市町村名、納税管理人、住所、納税管理人、方書、納税管理人、カナ氏名、納税管理人、氏名、納税管理人、住民となった事由、納税管理人、住民となった日、納税管理人、非住民事由、納税管理人、非住民日、納税管理人、世帯コード、納税管理人、法人番号、登記名義人氏名、大字名、小字名、土地基本更新年月日、土地基本更新時刻、処理書式コード、土地基本課税年度、土地基本物件番号、画地番号、削除区分、画地未管理物件番号、画地管理画地番号、合併前市町村コード、所有者コード、資産割番号、登記名義人コード、所在地大字、所在地小字、所在地区分1、所在地地番、所在地区分2、所在地地枝番、所在地号、所在地分筆、所在地表示サイン、所在地予備、現況地目、台帳地目、現況地積、課税地積、非課税地積、台帳地積、国調地積、現年一㎡評価額、土地基本現年固定小規模課税、土地基本現年固定一般課税、土地基本現年固定非住課税、土地基本現年都市小規模課税、土地基本現年都市一般課税、土地基本現年都市非住課税、現年固定特例課税、現年都市特例課税、現年固定減免課税、現年都市減免課税、現年筆別固定年課税、現年筆別都市年課税、免稅点区分、評価額遡及区分、評価額遡及年、用途コード1、用途コード2、用途コード3、利用区分、地区コード、特例コード、特例対象地積、特例終了年度、特例率分子、特例率分母、減免コード、減免対象地積、減免終了年度、減免開始期、減免率分子、減免率分母、不均一課税コード、不均一課税対象地積、都市区分、宅地認定区分、宅地比準区分、砂防指定地地積、砂防指定開始年、砂防指定地補正率、鉄軌道評価分類、鉄軌道評価距離、公図番号、異動事由、異動年月日、登記事由、登記年月日、国調事由、国調異動年月日、画地認定年月日、測量画地番号、測量フィルム番号、画地未計算フラグ、みなし用物件番号、仮換地大字、仮換地小字、仮換地街区、仮換地画地、仮換地地積、近傍土地物件番号、合筆後物件番号、分筆前物件番号、雑種地区区分、所有権異動事由、所有権異動年月日、旧物件番号、土地その他情報更新年月日、土地その他情報更新時刻、土地その他情報課税年度、土地その他情報物件番号、住宅用地、小規模住宅用地、住宅率、計算小規模住宅用地、計算一般住宅用地、計算非住宅用地、造成費コード、農地区分、戸数、合併地フラグ、411条対象年度、417条対象年度、417条対象期、取得年月日、取得事由、取得価格、土地改良コード1、土地改良コード2、土地改良コード3、土地改良コード4、土地改良コード5、土地改良コード6、保留地、保全緑地、農地転用年月日、農地転用区分、耕作者コード、特街区認定年度、特街区認除区分、特街区認除年月日、特街区新適用年度、標準地区区分、標準地番号、標準地所在地大字、標準地所在地小字、標準地所在地区分1、標準地所在地地番、標準地所在地区分2、標準地所在地地枝番、標準地所在地号、標準地所在地分筆、標準地所在地表示サイン、標準地所在地予備、カナ任意項目1、カナ任意項目2、カナ任意項目3、カナ任意項目4、カナ任意項目5、漢字任意項目1、漢字任意項目2、漢字任意項目3、漢字任意項目4、漢字任意項目5、異動前所有者、異動前現況地目、異動前特例コード、異動前減免コード、異動前不均一課税コード、異動前地積、異動前総評価額、使用収益開始年月日、16条4減額面積、16条4減額率、16条4適用年度、更正事由1、更正事由2、更正事由3、用途変更年度小規模、用途変更年度一般、用途変更年度非住、所有者コードメンテ年月日、所在地メンテ年月日、現況地目メンテ年月日、現況地積メンテ年月日、従前地仮換地課税区分、農地転用区分2、不均一課税終了年度、画地番号メンテ年月日、宅地比準区分メンテ年月日、登録年月日、勧告遊休農地区区分、勧告遊休農地勧告日、勧告遊休農地勧告撤回日、生産緑地区区分、生産緑地終了年、土地評価更新年月日、土地評価更新時刻、土地評価課税年度、土地評価物件番号、造成費限度額昭45、造成費限度額昭48、造成費限度額昭51、造成費限度額昭54、造成費限度額昭57、造成費限度額昭60、造成費限度額昭63、造成費限度額平03、造成費限度額平06、造成費限度額平09、造成費限度額平10、造成費限度額平11、造成費限度額平12、造成費限度額平13、造成費限度額平14、造成費限度額平15、造成費限度額平16、造成費限度額平17、造成費限度額平18、造成費限度額平19、造成費限度額平20、造成費限度額平21、造成費限度額平22、造成費限度額平23、造成費限度額平24、造成費限度額平25、造成費限度額平26、造成費限度額平27、造成費限度額平28、造成費限度額平29、造成費限度額平30、造成費限度額令01、造成費限度額令02、造成費限度額令03、造成費限度額令04、造成費限度額令05、造成費限度額令06、造成費限度額令07、造成費限度額令08、造成費限度額令09、造成費限度額令10、造成費限度額令11、造成費限度額令12、造成費限度額令13、造成費限度額令14、造成費限度額令15、造成費限度額令16、造成費限度額令17、造成費限度額令18、造成費限度額令19、造成費昭45、造成費昭48、造成費昭51、造成費昭54、造成費昭57、造成費昭60、造成費昭63、造成費平03、造成費平06、造成費平09、造成費平10、造成費平11、造成費平12、造成費平13、造成費平14、造成費平15、造成費平16、造成費平17、造成費平18、造成費平19、造成費平20、造成費平21、造成費平22、造成費平23、造成費平24、造成費平25、造成費平26、造成費平27、造成費平28、造成費平29、造成費平30、造成費令01、造成費令02、造成費令03、造成費令04、造成費令05、造成費令06、造成費令07、造成費令08、造成費令09、造成費令10、造成費令11、造成費令12、造成費令13、造成費令14、造成費令15、造成費令16、造成費令17、造成費令18、造成費令19、基準年ビット昭38、基準年ビット昭39、基準年ビット昭45、基準年ビット昭48、基準年ビット昭51、基準年ビット昭54、基準年ビット昭57、基準年ビット昭60、基準年ビット昭63、基準年ビット平03、基準年ビット平06、基準年ビット平09、基準年ビット平10、基準年ビット平11、基準年ビット平12、基準年ビット平13、基準年ビット平14、基準年ビット平15、基準年ビット平16、基準年ビット平17、基準年ビット平18、基準年ビット平19、基準年ビット平20、基準年ビット平21、基準年ビット平22、基準年ビット平23、基準年ビット平24、基準年ビット平25、基準年ビット平26、基準年ビット平27、基準年ビット平28、基準年ビット平29、基準年ビット平30、基準年ビット令01、基準年ビット令02、基準年ビット令03、基準年ビット令04、基準年ビット令05、基準年ビット令06、基準年ビット令07、基準年ビット令08、基準年ビット令09、基準年ビット令10、基準年ビット令11、基準年ビット令12、基準年ビット令13、基準年ビット令14、基準年ビット令15、基準年ビット令16、基準年ビット令17、基準年ビット令18、基準年ビット令19、一㎡評価額昭38、一㎡評価額昭39、一㎡評価額昭45、一㎡評価額昭48、一㎡評価額昭51、一㎡評価額昭54、一㎡評価額昭57、一㎡評価額昭60、一㎡評価額昭63、一㎡評価額平03、一㎡評価額平06、一㎡評価額平09、一㎡評価額平10、一㎡評価額平11、一㎡評価額平12、一㎡評価額平13、一㎡評価額平14、一㎡評価額平15、一㎡評価額平16、一㎡評価額平17、一㎡評価額平18、一㎡評価額平19、一㎡評価額平20、一㎡評価額平21、一㎡評価額平22、一㎡評価額平23、一㎡評価額平24、一㎡評価額平25、一㎡評価額平26、一㎡評価額平27、一㎡評価額平28、一㎡評価額平29、一㎡評価額平30、一㎡評価額令01、一㎡評価額令02、一㎡評価額令03、一㎡評価額令04、一㎡評価額令05、一㎡評価額令06、一㎡評価額令07、一㎡評価額令08、一㎡評価額令09、一㎡評価額令10、一㎡評価額令11、一㎡評価額令12、一㎡評価額令13、一㎡評価額令14、一㎡評価額令15、一㎡評価額令16、一㎡評価額令17、一㎡評価額令18、一㎡評価額令19、基準年総評価昭38、基準年総評価昭39、基準年総評価昭45、基準年総評価昭48、基準年総評価昭51、基準年総評価昭54、基準年総評価昭57、基準年総評価昭60、基準年総評価昭63、基準年総評価平03、基準年総評価平06、基準年総評価平09、基準年総評価平10、基準年総評価平11、基準年総評価平12、基準年総評価平13、基準年総評価平14、基準年総評価平15、基準年総評価平16、基準年総評価平17、基準年総評価平18、基準年総評価平19、基準年総評価平20、基準年総評価平21、基準年総評価平22、基準年総評価平23、基準年総評価平24、基準年総評価平25、基準年総評価平26、基準年総評価平27、基準年総評価平28、基準年総評価平29、基準年総評価平30、基準年総評価令01、基準年総評価令02、基準年総評価令03、基準年総評価令04、基準年総評価令05、基準年総評価令06、基準年総評価令07、基準年総評価令08、基準年総評価令09、基準年総評価令10、基準年総評価令11、基準年総評価令12、基準年総評価令13、基準年総評価令14、基準年総評価令15、基準年総評価令16、基準年総評価令17、基準年総評価令18、基準年総評価令19、現年度上昇率、平09下落修正率、平10下落修正率、平11下落修正率、平12下落修正率、平13下落修正率、平14下落修正率、平15下落修正率、平16下落修正率、平17下落修正率、平18下落修正率、平19下落修正率、平20下落修正率、平21下落修正率、平22下落修正率、平23下落修正率、平24下落修正率、平25下落修正率、平26下落修正率、平27下落修正率、平28下落修正率、平29下落修正率、平30下落修正率、令01下落修正率、令02下落修正率、令03下落修正率、令04下落修正率、令05下落修正率、令06下落修正率、令07下落修正率、令08

下落修正率、令09下落修正率、令10下落修正率、令11下落修正率、令12下落修正率、令13下落修正率、令14下落修正率、令15下落修正率、令16下落修正率、令17下落修正率、令18下落修正率、令19下落修正率、造成費LIB更新年月日、造成費LIB取込年月日、単価更新年月日、土地課標更新年月日、土地課標更新時刻、土地課標課税年度、土地課標物件番号、課標計算ビット、現年固定小規模課標、現年固定一般課標、現年固定非住課標、現年都市小規模課標、現年都市一般課標、現年都市非住課標、固定小規模据後課標、固定一般据後課標、固定非住据後課標、都市小規模据後課標、都市一般据後課標、都市非住据後課標、固定小規模据前課標、固定一般据前課標、固定非住据前課標、都市小規模据前課標、都市一般据前課標、都市非住据前課標、固定小規模本則額、固定一般本則額、固定非住本則額、都市小規模本則額、都市一般本則額、都市非住本則額、固定特例課標、固定特例税額、都市特例課標、都市特例税額、固定減免課標、固定減免税額、都市減免課標、都市減免税額、固定小規模下落率、固定一般下落率、固定非住宅下落率、都市小規模下落率、都市一般下落率、都市非住宅下落率、固定小規模負担水準、固定一般負担水準、固定非住負担水準、都市小規模負担水準、都市一般負担水準、都市非住負担水準、固定小規模調整率、固定一般調整率、固定非住宅調整率、都市小規模調整率、都市一般調整率、都市非住宅調整率、固定小規模減額B、固定一般減額B、固定非住宅減額B、都市小規模減額B、都市一般減額B、都市非住宅減額B、小規模住宅評価額、一般住宅地評価額、非住宅用地評価額、固定小規模暫定特例、固定一般暫定特例、固定非住暫定特例、都市小規模暫定特例、都市一般暫定特例、都市非住暫定特例、固定小規模臨時特例、固定一般臨時特例、固定非住臨時特例、都市小規模臨時特例、都市一般臨時特例、都市非住臨時特例、固定基前小規模課標、固定基前一般課標、固定基前非住課標、都市基前小規模課標、都市基前一般課標、都市基前非住課標、特農猶予固定課標、特農猶予都市課標、特農固定徴収猶予、特農都市徴収猶予、特農固定減額課標、特農都市減額課標、特農固定減額、特農都市減額、C農地年度進行率、筆別固定年税額、筆別都市年税額、計算特例コード、計算宅地認定区分、計算農地区分、計算宅地比準区分、計算特街新適年度、計算住宅用地、計算戸数、旧固定課標小規模、旧固定課標一般、旧固定課標非住宅、旧固定課標合計、旧都市課標小規模、旧都市課標一般、旧都市課標非住宅、旧都市課標合計、旧課税標準額登録年度

家屋情報

所有者_所有者等区分、所有者_所有者等区分詳細、所有者_減免コード、所有者_公称(住所コード)、所有者_通称(行政区コード)、所有者_郵便番号、所有者_居住市町村名、所有者_住所、所有者_方書、所有者_カナ氏名、所有者_氏名、所有者_住民区分、所有者_住民となった事由、所有者_住民となった日、所有者_非住民事由、所有者_非住民日、所有者_世帯コード、所有者_法人番号、納税管理人_開始年度、納税管理人_終了年度、納税管理人_納管人基本コード、納税管理人_納管人区分、納税管理人_公称(住所コード)、納税管理人_通称(行政区コード)、納税管理人_郵便番号、納税管理人_居住市町村名、納税管理人_住所、納税管理人_方書、納税管理人_カナ氏名、納税管理人_氏名、納税管理人_住民となった事由、納税管理人_住民となった日、納税管理人_非住民事由、納税管理人_非住民日、納税管理人_世帯コード、納税管理人_法人番号、登記名義人氏名、大字名、小字名、家屋基本更新年月日、家屋基本更新時刻、処理書式コード、家屋基本課税年度、家屋基本物件番号、画地番号、削除区分、合併前市町村コード、家屋整理番号、所有者コード、資産割番号、登記名義人コード、所在地大字、所在地小字、所在地区分1、所在地地番、所在地区分2、所在地枝番、所在地号、所在地表示サイン、所在地予備、未登記区分、家屋番号区分1、家屋番号本番、家屋番号区分2、家屋番号枝番、家屋番号号、家屋番号棟番、家屋番号表示サイン、家屋番号予備、現況一階床面積、現況一階以外床面積、現況地下床面積、現況合計床面積、課税一階床面積、課税一階以外床面積、課税地下床面積、課税合計床面積、非課税一階床面積、非課税一階以外床面積、非課税合計床面積、一部減失一階床面、一部減失一階以外床面、一部減失年月日、居住部分床面積、評価額、評価額ビット、家屋基本固定特例後課標、家屋基本都市特例後課標、家屋基本棟別固定年税額、家屋基本棟別都市年税額、家屋基本固定新築軽減税額、家屋基本都市新築軽減税額、家屋基本固定他軽減税額、家屋基本都市他軽減税額、家屋基本固定減免税額、家屋基本都市減免税額、免税点区分、再建築費評点数、総再建築費評点数、建築設備、非課税部分評価額、経年減点補正率、経年減点ビット、経年減点適用年度、経年減点経過年数、積雪寒冷補正率、損耗等補正率、その他補正率、一点単価、一点単価ビット、一部減失部分評価額、評価替前減失評価額、個数、軽減個数、種類コード、評価用種類コード、評価用種類サブコード、用途コード1、用途コード2、用途コード3、主たる用途区分、構造主体コード、構造一部コード、構造屋根コード1、構造屋根コード2、構造屋根コード3、構造階層地上、構造階層地下、特例コード、特例対象床面積、特例終了年度、特例率分子、特例率分母、減免コード、減免対象床面積、減免終了年度、減免開始期、減免率分子、減免率分母、不均一課税コード、不均一課税対象床面積、新增区分、都市区分、建築年月日、登記種類コード、登記種類コード2、登記種類コード3、登記用途コード1、登記用途コード2、登記用途コード3、登記主体コード、登記一部コード、登記屋根コード1、登記屋根コード2、登記屋根コード3、登記階層地上、登記階層地下、登記台帳単位、登記台帳一階床面、登記台帳以外床面、登記台帳合計床面、登記建築年月日、異動事由、異動年月日、登記年月日、増築家屋結合番号、家屋結合区分、増築時合算所有者、住非区分、非軽減区分、耐火区分、建替区分、高床式住居区分、概調棟数カウント、画地認定年月日、測量画地番号、測量フィルム番号、合併筆数、画地未計算フラグ、減失年度、減失年月日(現況)、減失年月日(登記)、所有権異動事由、所有権異動年月日、旧物件番号、特例コード2、特例対象床面積2、特例終了年度2、特例率分子2、特例率分母2、家屋その他情報更新年月日、家屋その他情報更新時刻、家屋その他情報課税年度、家屋その他情報物件番号、改築1床面積、改築1再建費評点、改築1総再建費評点、改築1評価額、改築1経年減点適用年度、改築1経年減点経過年数、改築1年月日、改築2床面積、改築2再建費評点、改築2総再建費評点、改築2評価額、改築2経年減点適用年度、改築2経年減点経過年数、改築2年月日、改築3床面積、改築3再建費評点、改築3総再建費評点、改築3評価額、改築3経年減点適用年度、改築3経年減点経過年数、改築3年月日、改築4床面積、改築4再建費評点、改築4総再建費評点、改築4評価額、改築4経年減点適用年度、改築4経年減点経過年数、改築4年月日、改築5床面積、改築5再建費評点、改築5総再建費評点、改築5評価額、改築5経年減点適用年度、改築5経年減点経過年数、改築5年月日、改築6床面積、改築6再建費評点、改築6総再建費評点、改築6評価額、改築6経年減点適用年度、改築6経年減点経過年数、改築6年月日、カナ任意項目1、カナ任意項目2、カナ任意項目3、カナ任意項目4、カナ任意項目5、漢字任意項目1、漢字任意項目2、漢字任意項目3、漢字任意項目4、漢字任意項目5、土地所在地大字、土地所在地小字、土地所在地区分1、土地所在地地番、土地所在地区分2、土地所在地枝番、土地所在地号、土地所在地分筆、土地所在地表示サイン、土地所在地予備、411条対象年度、417条対象年度、417条対象期、建物番号、標準家屋区分、登録年月日、更正事由1、更正事由2、更正事由3、所有者コードメンテ年月日、所在地メンテ年月日、家屋番号メンテ年月日、床面積メンテ年月日、種類コードメンテ年月日、主体コードメンテ年月日、特例コードメンテ年月日、減免コードメンテ年月日、不均一課税終了年度、画地番号メンテ年月日、再建費メンテ年月日、家屋課標更新年月日、家屋課標更新時刻、家屋課標課税年度、家屋課標物件番号、固定特例後課標、都市特例後課標、固定新築軽減課標、都市新築軽減課標、固定他軽減課標、都市他軽減課標、固定減免課標、都市減免課標、棟別固定年税額、棟別都市年税額、固定新築軽減税額、都市新築軽減税額、固定他軽減税額、都市他軽減税額、固定減免税額、都市減免税額、計算軽減床面積、計算軽減個数、計算特例コード、計算個数、課税計算年月日、新築軽減満了、計算軽減床面積2、計算特例コード2、更新年月日、更新時刻、処理書式コード、課税年度、物件番号、異動状況、コメント

償却資産情報

所有者_所有者等区分、所有者_所有者等区分詳細、所有者_減免コード、所有者_公称(住所コード)、所有者_通称(行政区コード)、所有者_郵便番号、所有者_居住市町村名、所有者_住所、所有者_方書、所有者_カナ氏名、所有者_氏名、所有者_住民区分、所有者_住民となった事由、所有者_住民となった日、所有者_非住民事由、所有者_非住民日、所有者_世帯コード、所有者_法人番号、納税管理人_開始年度、納税管理人_終了年度、納税管理人_納管人基本コード、納税管理人_納管人区分、納税管理人_公称(住所コード)、納税管理人_通称(行政区コード)、納税管理人_郵便番号、納税管理人_居住市町村名、納税管理人_住所、納税管理人_方書、納税管理人_カナ氏名、納税管理人_氏名、納税管理人_住民となった事由、納税管理人_住民となった日、納税管理人_非住民事由、納税管理人_非住民日、納税管理人_世帯コード、納税管理人_法人番号、送付先_開始年月日、送付先_終了年月日、送付先_送付先基本コード、送付先_公称(住所コード)、送付先_通称(行政区コード)、送付先_郵便番号、送付先_居住市町村名、送付先_住所、送付先_方書、送付先_カナ氏名、送付先_氏名、送付先_法人番号、更新年月日、更新時刻、処理コード、課税年度、一品管理番号、削除区分、合併前市町村コード、所有者コード、資産番号、申告資産番号、種類コード、特例コード、減免コード、不均一課税コード、決定区分、申告年度、カナ品名、漢字品名、数量、取得年月日、耐用年数、取替資産、取得価額、増加事由、減少事由、限度額区分、評価額、帳簿価額、決定価額、課税標準額、前年評価額、前年評価額フラグ、前年帳簿価額、前年帳簿価額フラグ、前年決定価額、前年課税標準額、減価率、減価残存率、帳簿残存率、増加償却率、特例終了年度、特例率分子、特例率分母、特例分課

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
①固定資産税課税台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・固定資産税における特定個人情報の入手は、固定資産を所有している所有者の情報のみに限定されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするための静脈認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・長時間にわたり端末を使用しない場合は、ログオフをする。 ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	公的個人認証に係る文書の保存期限「15年」もしくは「10年」とするところを、誤って「5年」として扱い、平成27年度から平成30年度までの文書を誤廃棄した。		
再発防止策の内容	当該文書の保存期限を再確認し、ラベル表示や文書一覧の訂正を行う。 保存期限等の文書の取扱いについては、課内全員で共有した上で、毎年引き継ぎを行う。 廃棄する際は、対象文書と廃棄文書目録の突合を2名以上で行うとともに、所属長又は文書取扱主任者である課長補佐が最終確認を行い、個人番号カード関連文書の保存期限を再確認した上で廃棄処分を行う。		

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持の条項を設定し契約締結している。 ・違反行為を行った者に対しては指導を行い、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となりうる。 ・新任職員に対する個人情報の取扱い等の説明を年1回実施。		
10. その他のリスク対策			
(中間サーバー・プラットフォームの設置) ・中間サーバー・プラットフォームを活用することで、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。			

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務課 329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 0285-56-9116
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	税務課 329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 0285-56-9123
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]